

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費(精神通院医療)の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山梨県は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費(精神通院医療)の支給に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山梨県知事

公表日

令和6年6月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費(精神通院医療)の支給に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく自立支援医療(精神通院医療)受給者証の交付及び自立支援医療(精神通院医療)受給証交付台帳の作成等に関連する事務を実施する。</p> <p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・自立支援医療(精神通院医療)受給者証新規申請に関する事務(県外からの転入申請等)・自立支援医療(精神通院医療)受給者証再認定申請に関する事務・自立支援医療(精神通院医療)受給者証支給認定の変更申請に関する事務(医療機関の変更・自己負担上限額の変更)・自立支援医療(精神通院医療)受給者証記載事項変更申請に関する事務(氏名・住所・保険証情報の変更等)・自立支援医療(精神通院医療)受給者証再交付申請に関する事務(破損・汚損・紛失)・自立支援医療(精神通院医療)受給者証返還申請に関する事務
③システムの名称	精神保健福祉手帳等関連業務システム, 統合宛名システム(MICJET番号連携サーバー), 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療(精神通院医療)受給者証データベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表の117の項 (2)番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条第1号から第7号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号 利用特定個人情報提供省令の42の項、80の項、125の項、144の項 <情報照会の根拠> ・番号法第19条第7号 利用特定個人情報提供省令の11の項、20の項、42の項、125の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山梨県立精神保健福祉センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山梨県総務部県民情報センター 〒400-0031甲府市丸の内一丁目6-1(県庁別館2階) 電話番号:055(223)1408 ファックス番号:055(223)1409 利用時間:8時30分~17時00分 閉館日:土日祝日、年末年始(12月29日~1月3日) (各地域県民センターにおいても請求を受け付けている)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山梨県立精神保健福祉センター 〒400-0005 甲府市北新1-2-12山梨県福祉プラザ3階 電話番号:055(254)8644 ファックス番号:055(254)8647

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年5月8日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年5月8日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	① 山梨県立精神保健福祉センター	① 山梨県立精神保健福祉センター	事後	人事異動
平成30年4月27日	II ときい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成30年4月27日 時点	事後	時点修正
平成30年4月27日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日 時点	平成30年4月27日 時点	事後	時点修正
平成30年5月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法	事後	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定め
平成30年5月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二の56の2の項	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二の26、56の2、	事後	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定め
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	所長 松井 麗樹	所長	事後	様式変更
平成31年4月26日	II ときい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月27日 時点	平成31年4月26日 時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月27日 時点	平成31年4月26日 時点	事後	時点修正
令和1年5月31日	IV リスク対策	記載なし	項目の追加	事後	様式変更による追加
令和2年4月15日	II ときい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月26日 時点	令和2年4月15日 時点	事後	時点修正
令和2年4月15日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月26日 時点	令和2年4月15日 時点	事後	時点修正
令和3年4月19日	II ときい値判断項目 2. 対象人数	令和2年4月15日 時点	令和3年4月19日 時点	事後	時点修正
令和3年4月19日	II ときい値判断項目 3. 取扱者数	令和2年4月15日 時点	令和3年4月19日 時点	事後	時点修正
令和4年5月9日	II ときい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月19日 時点	令和4年5月9日 時点	事後	時点修正
令和4年5月9日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月19日 時点	令和4年5月9日 時点	事後	時点修正
令和5年4月28日	II ときい値判断項目 1. 対象人数	令和4年5月9日 時点	令和5年4月28日 時点	事後	時点修正
令和5年4月28日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年5月9日 時点	令和5年4月28日 時点	事後	時点修正
令和6年5月8日	II ときい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月28日 時点	令和6年5月8日 時点	事前	時点修正
令和6年5月8日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月28日 時点	令和6年5月8日 時点	事後	時点修正
令和6年6月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	(1)別表第一の84の項	(1)別表の117の項	事後	
令和6年6月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	(2)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条第1号から第7号	(2)番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条第1号から第7号	事後	
令和6年6月4日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムにより情報連携	別表第二の56の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条、第30条第12号、第44条、第55条第1号・第2号・第5号・第8号 別表第二の108の項、109の項、110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条第6号、第7号、第10号、第55条の2、第55条の3	利用特定個人情報提供省令の42の項、80の項、125の項、144の項 利用特定個人情報提供省令の11の項、20の項、42の項、125の項	事後	